

# 株式会社 ZUU 定款

## 第1章 総 則

### 【商号】

第1条 当会社は、株式会社 ZUU と称し、英文では ZUU Co.,Ltd. と表示する。

### 【目的】

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 インターネットによる専門家とのマッチングサイトの開発・運営
- 2 インターネットのホームページの企画、デザイン、制作
- 3 インターネットのホームページにおける広告用スペースの貸与
- 4 インターネットなどの媒体を用いた広告代理店業務
- 5 インターネット上での有形・無形商品のショッピングモールの開設・運営
- 6 インターネットを用いた営業・マーケティングに関する支援・コンサル・教育業務
- 7 営業支援、マーケティングに関する支援・コンサル・研修業務
- 8 営業支援を目的とした情報コンテンツの制作業務
- 9 インターネットによる情報サービス業
- 10 インターネットを利用した通信販売業
- 11 ソフトウェアの開発及び販売
- 12 株式等の保有、売買並びにその他の投資事業
- 13 金融、経済に関わる情報誌の企画、編集、出版
- 14 金融、経済に関わる情報のインターネットを通した提供
- 15 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- 16 有料職業紹介事業
- 17 労働者派遣事業
- 18 金融商品の仲介業務
- 19 貸金業法に規定する貸金業
- 20 クラウドファンディングの運営
- 21 金融商品取引法に規定する第1種金融商品取引業
- 22 金融商品取引法に規定する第2種金融商品取引業
- 23 金融商品取引法に規定する投資助言業・代理業
- 24 金融商品取引法に規定する投資運用業
- 25 銀行、証券及び保険分野における金融サービス仲介業
- 26 信託業法に規定する信託業

- 2 7 ファクタリング業
- 2 8 会社の合併、事業譲渡、株式譲渡及び企業提携等の斡旋
- 2 9 不動産の売買、賃貸、交換、管理及びその仲介又は代理業
- 3 0 生命保険の募集に関する業務
- 3 1 損害保険の募集に関する業務
- 3 2 ファイナンシャルプランニング業務全般
- 3 3 富裕層に関するデータ提供
- 3 4 富裕層向けビジネスをされる方へのコンサルティング
- 3 5 イーコマースサイトの運営、運営サポート
- 3 6 富裕層向けコンサルティングのアンテナショップの運営
- 3 7 オフィススペース、設備のレンタルの運営
- 3 8 信用調査、情報収集、情報管理、情報分析及び情報提供に係るサービス
- 3 9 子会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること
- 4 0 前各号に附帯し、又は関連する一切の事業

#### 【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を東京都目黒区に置く。

#### 【機関】

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

#### 【公告方法】

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

#### 【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

### 【自己の株式の取得】

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 【単元株式数】

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### 【単元未満株式についての権利】

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 【株主名簿管理人】

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 【株式取扱規程】

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 【株主総会の招集】

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

### 【定時株主総会の基準日】

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### **【招集権者及び議長】**

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### **【決議の方法】**

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### **【議決権の代理行使】**

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### **【議事録】**

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

### **【電子提供措置等】**

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## **第 4 章 取締役及び取締役会**

### **【員数】**

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

### **【選任方法】**

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 【任期】

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 【代表取締役及び役付取締役】

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役社長を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 【取締役会の招集権者及び議長】

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 【取締役会の招集通知】

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 【重要な業務執行の決定の委任】

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 【取締役会の決議方法】

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 【取締役会の議事録】

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 【取締役会規程】

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 【取締役の責任免除】

第 29 条 当会社は、会社法第 426 号第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

#### 【報酬等】

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査等委員会

#### 【常勤の監査等委員】

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

#### **【監査等委員会の招集通知】**

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### **【監査等委員会の決議方法】**

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

#### **【監査等委員会の議事録】**

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

#### **【監査等委員会規程】**

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### **第 6 章 会計監査人**

#### **【選任方法】**

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

#### **【任期】**

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### **第 7 章 計 算**

#### **【事業年度】**

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【剩余金の配当の基準日】

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

【配当の除斥期間】

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

【監査役の責任免除に関する経過措置】

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。

【監査役との責任限定契約に関する経過措置】

第2条 当会社は、第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。以下同じ。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】

第3条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のい

ずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上